二第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内、液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内、コンビナート等保安規則第六条の規定に基づき設置された特定液化石油ガススタンド内、同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

ヘ　［略］

三～五　［略］

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条　［略］

一～十六　［略］

十七　［略］

イ　［略］

ロ　［略］

(イ)　質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

(ロ)　質量千キログラム以上の毒性ガス

(ハ)　第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。）及び第十二条の二第二項の圧縮水素スタンド並びにコンビナート等保安規則第七条の三第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

ハ　［略］

十八～二十二　［略］

2　［略］

（保安統括者の選任等）

第六十四条　［略］

2　［略］

一～四　［略］

五　処理能力が二十五万立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。）により、圧縮水素を製造する者であつて、次のいずれか（第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限る。）に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ～ハ　［略］

3　［略］

れた液化石油ガススタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

ヘ　［略］

三～五　［略］

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条　［略］

一～十六　［略］

十七　［略］

イ　［略］

ロ　［略］

(イ)　質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

(ロ)　質量千キログラム以上の毒性ガス

(ハ)　第七条の三第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

ハ　［略］

十八～二十二　［略］

2　［略］

（保安統括者の選任等）

第六十四条　［略］

2　［略］

一～四　［略］

五　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ～ハ　［略］

3　［略］